

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで
大学在学中であった平成3年4月ころ、市役所から送付されてきた国民年金加入届と免除申請書に必要事項を記入し、郵便にて返送した。
その後、市役所からの連絡は一切無く、当然免除申請は受理されたものと認識していた。
今回送られてきた「ねんきん特別便」を見ると、申立期間は未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

学生が国民年金の強制加入対象とされた平成3年4月当時、申立人が居住する市においては、国民年金に加入していない学生を対象に、適用勧奨の案内文書が郵送されていたこと及び郵送による国民年金保険料の免除申請の受付が行われていたことが確認でき、申立人が国民年金加入届と保険料免除申請書に必要事項を記入し、郵便により返送したという申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人の母親の申立期間に係る国民年金保険料は申請免除されていることが確認でき、当時同一世帯に属していた申立人とその母親の所得は学生に係る保険料免除基準を満たしていたものと推認され、申立人の母親が、本人自身の免除申請に併せて、申立人の申立期間に係る保険料の免除申請を行い、申立人の保険料についても申請免除されていたと推認するのが妥当と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

申立期間当時、私たち夫婦は、姉夫婦が経営する理容店で働いており、姉が私たち夫婦（当時は未婚）と姉夫婦の4人分の国民年金保険料を納付していた。

妻の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の姉は、夫婦一緒に国民年金に加入し、昭和40年4月から夫婦それぞれが60歳に達するまでの期間の保険料を完納しているとともに、申立期間当時、申立人の同僚であった申立人の妻も、申立期間の保険料は納付済みであり、申立人の姉が、申立人の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間に係る検認記録は、不自然に抹消された跡がうかがえるとともに、申立人が19歳であった時点で国民年金保険料が納付済みとされているなど、行政側の記録管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛厚生年金 事案276

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和43年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和43年1月の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和18年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月31日から同年2月1日まで

申立期間当時、A事業所B工場から同事業所本社へ転勤となったが、継続して同事業所に勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間を含め昭和42年10月から49年5月まで継続してA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所（現在は、C事業所）が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、同事業所B工場から申立人が昭和43年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出が管轄の社会保険事務所に提出され、受理されたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和48年5月に、申立人を含む同事業所の多数の従業員の被保険者資格の喪失日が43年2月1日から同年1月31日に訂正されているが、このように5年前にさかのぼって資格喪失日を訂正する合理的理由は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人はA事業所B工場において、昭和43年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月14日から同年2月1日まで
昭和39年4月1日から平成12年11月1日まで継続してB事業所に勤めていたため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された人事記録から、申立人が申立期間においてB事業所に継続して勤務（昭和43年2月1日に同事業所グループ内のA事業所からB事業所本社に異動）していたことが認められる。

また、B事業所の人事担当者は、「申立人の被保険者資格の喪失日を昭和43年1月14日として届出を行ったのは当時の担当者の手続ミスで、当事業所における被保険者資格の取得及び喪失の届出日は翌月1日とするのが通常である。申立人は給与から同年1月の厚生年金保険料を控除されていたと考えられる。」と証言しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所における昭和42年10月のA事業所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる関連資料が無いことから不明としているが、雇用保

険においても昭和43年1月13日にA事業所を離職した記録があり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同年1月14日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月分の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から57年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から57年8月まで
実家の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料のうち、20歳代前半までの分は母が、それ以後の分は私自身が納付した。
実家から転居先の市に居住していた時には、私が市役所から送付された納付書により保険料を金融機関で納付し、当時同居していた兄の分も一緒に納付したこともある。
兄の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私が国民年金に未加入となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続を行い申立期間前半の保険料を納付したとする母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年9月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に任意加入したと推認されるが、この時点において、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は125か月と長期間であるとともに、申立人が申立期間中に居住していた4市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在せず、申立人が国民年金に加入し申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない上、これら4市において記録管理のミスが重なることは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年3月まで

申立期間当時、私たち夫婦は、義姉夫婦が経営する理容店で働いており、義姉が私たち夫婦（当時は未婚）と義姉夫婦の4人分の国民年金保険料を納付していた。

夫の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義姉が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は申立期間に係る保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の義姉から聴取しても、申立人の国民年金の加入手続や保険料の納付方法等についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年10月15日に払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、申立人が居住していた市では、申立期間当時、国庫金を取り扱っていた金融機関が同市庁舎内に存在していなかった上、同市の窓口では過年度納付による保険料の収納は行われていなかったことが確認でき、申立人の義姉が、同市庁舎内の金融機関又は同市の窓口で納付したとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人及びその義姉には、さかのぼって国民年金保険料を納付した記憶も無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 4 日から 9 年 9 月 1 日まで
申立期間においてA事業所に勤務しており、当時の給与明細書によると、給与の支給額は月額 30 万円であったが、標準報酬月額は 20 万円となっているので、実際に支払いを受けた支給額に基づく標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細書に記載されている給与支給総額を基に標準報酬月額を算定すべきと主張しているところ、申立人から提出された申立期間に係る給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料（1 万 4,500 円）に見合う標準報酬月額（20 万円）及び申立人が勤務していたA事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届(控)に記載されている標準報酬月額は、それぞれ、社会保険事務所の記録と一致しており、申立人は、申立期間について、社会保険事務所への届出がなされたとおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、仮に当該支給額が報酬月額に該当するとしても、厚生年金保険法第 75 条において、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされていることから、本件については、標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 11 月から 28 年 11 月まで
申立期間について、A事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に医師として勤務していたことは、同事業所から提出のあった資料及び当時同事業所に勤務していた同僚の証言から確認できるが、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録が無い上、申立期間を含め同期間の前後の期間において健康保険被保険者番号の欠番も無い。

また、法人の事務所である病院の医師、歯科医師、薬剤師及び看護婦等医療の事業に使用される者が厚生年金保険被保険者となったのは、昭和 28 年 11 月 1 日であり、医師であった申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者ではなかったものと認められるとともに、申立人が申立期間当時一緒に勤務したとする同僚についても、28 年 11 月 1 日以前に厚生年金保険に加入していた記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 12 日から 3 年 6 月 16 日まで

申立期間における給与総支給額は、30 万円から 35 万円ぐらいあったと記憶しており、標準報酬月額に係る社会保険事務所の記録が 20 万円というのは納得できない。

標準報酬月額の決定が誤っているので、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立てに係る事業所の事務担当者は、「社会保険事務所に被保険者の資格取得の届出をする際の報酬月額は、基本給の額のみで届出をした。」旨を供述しているほか、当時、同事業所に勤務していた同僚が所持している給与明細書の内訳から、平成 2 年 8 月から同年 12 月までの各月の給与総支給額は、それぞれ 30 万円以上あるにもかかわらず、社会保険事務所の記録では 20 万円となっており、控除された厚生年金保険料の額は、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できることから、申立人においても同僚と同様の取扱いがなされていた可能性がうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、「報酬月額に基づく標準報酬月額」が、「実際に控除された保険料に基づく標準報酬月額」を上回ったとしても、厚生年金保険法第 75 条において、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料にかかる被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされていることから、本件については、標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 14 日から同年 10 月 15 日まで
昭和 54 年 8 月 17 日から 58 年 5 月 1 日まで A 事業所に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、継続して A 事業所に勤務していたと主張しているが、申立人の雇用保険被保険者記録を見ると、申立人は、昭和 57 年 5 月 13 日に同事業所を離職し、同年 10 月 15 日に再就職しており、同記録は申立人の同事業所における厚生年金保険の加入記録と一致している上、公共職業安定所が保管する申立人の雇用保険基本手当支給記録から、申立人は、申立期間の一部（昭和 57 年 7 月 7 日から同年 10 月 4 日まで）について、雇用保険基本手当を受給していることが確認でき、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間当時、A 事業所に勤務していた事業主の妻及び同僚 4 名から聴取しても、申立人が申立期間当時勤務していたことをうかがわせる証言が得られない上、同事業所は既に全喪しており、申立人が申立期間において同事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人から聴取しても保険料控除の記憶が明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。